

第295回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和5年8月17日(木)

於 　：県北振興局天満庁舎 2階A会議室
（佐世保市）

第295回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月17日(木) 14時00分 ～ 16時00分
2. 通知年月日 令和5年8月4日(火)
3. 公示年月日 令和5年8月4日(火)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階A会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、高平真二、吉浦英男、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 溝口悦雄
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、笹山次長、前川係長、青木書記
貞松係長(壱岐駐在)
9. 議案
 - ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
 - ・第2号議案 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)
 - ・その他
10. 議事
開会 14:00
事務局長 (14時00分 開始)
ただいまより、第295回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
改めまして、事務局長の琴岡でございます。よろしく願いいたします。
初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、溝口委員が欠席で

すが、14名の委員に出席いただいておりますので、本委員会は成立いたします。

それでは、はじめに山中会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局長 ありがとうございます。

それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長 それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。

本日の議事録署名人は、「吉浦委員」と「萬屋委員」にお願いします。

本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)
- ・第2号議案 共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)
- ・その他

となっております。

それでは、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読、資料説明)

○新規許可に係る制限措置等の公示内容について説明

- ・小型いかつり漁業(県外)

現在の漁業許可期間が令和5年11月3日に満了する。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は全道県合計で167隻。

県外許可は有効期間が1年、陸揚港が県に指定されている。

会長 ただいま、説明がありましたが。何かご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 ご質問等もないようですので、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第1号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示及び許可の有効期間について(諮問)」は、諮問原案どおり公示する内容及び許可の有効期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案「共同漁業、定置漁業及び区画漁業の免許について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局 (経緯説明)

これまでの委員会においても説明させていただいているとおり、本県の現行の漁業権の免許は、共同、定置、区画のいずれにつきましても今月末の8月31日をもって期限が終了となります。そのため、9月1日以降の新規免許に向けて準備を進めてきたところであり、本年3月、各漁業調整委員会に新規免許の具体的な内容である漁場計画の「案」について諮問させていただき、問題がない旨の答申をいただいております。その結果を踏まえて、本年3月31日付けの長崎県告示第257号で「漁場計画」及び関連する申請手続き等について公示を行い、7月14日を期限に新規免許の申請を受け付け

てまいりました結果、後ほど説明しますとおり、免許申請がなされ、今般、これらの免許に対する諮問があつております。

(諮問文朗読)

それでは、各漁業の免許申請概要について、説明します。

共同漁業に関する概要としましては、県北海区56件の漁場計画に対し、同じく56件の申請がありました。共同漁業権については、その性格上いずれも地元の漁業協同組合からの申請であり、複数の漁協による共同申請も7件ありました。定置漁業に関する概略としましては、県北海区8件の漁場計画に対し、同じく8件の申請がありました。

区画漁業に関する概略としましては、県北海区402件の漁場計画に対し、394件の申請がありました。

共同・定置・区画のいずれについても競願はありませんでした。

ここで、免許審査方法について説明します。

今回の免許申請については、競願はありませんので、申請者の適格性について審査し、免許することについての答申を決定していただくこととなります。また、審査方法については、共同、定置、区画の漁業権に分けて行うこととし、それぞれ事務局から説明を行った後、関係漁協毎に答申を決定していただく、という方法で進めさせていただければと考えております。

会長 ただいま説明がありましたが、何かご意見はございませんか。

各委員 ありません。

会長 他に意見も無いようですので、第2号議案の審査方法については、事務局提案のとおり、共同、定置、区画の漁業権に分けて行い、それぞれ事務局から説明を行った後、関係漁協毎に答申を決定することとします。

共同漁業権の免許申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

お手元の別添資料1は漁場計画に免許申請者を追加したものとなります。表紙にありますとおり、1ページから56ページが共同漁業権、57ページから60ページが定置漁業権、61ページから262ページが区画漁業権となっております。具体的な免許申請については、本体資料15ページからの「免許審査表」に沿って説明させていただきます。また、別添資料2として、漁業権連絡図を配布しておりますので、必要に応じてご覧いただくようお願いいたします。

事務局

本体資料の15ページをご覧ください。左欄から順に、漁場計画番号、申請者、受付番号、受理年月日を記載しております。添付書類の欄には提出があった書類に○印を付けています。組合総会の欄には、正組合員の出席状況と特別議決に必要な議決数を記載しております。地元(関係)地区内の沿岸漁業者の欄は、共同漁業又は区画漁業権の新規漁場の場合に必要なとなる3分の2の沿岸漁業者世帯数を記載しております。地元(関係)地区内の当該漁業者の欄は、区画漁業権のうち継続漁場の場合に必要なとなる3分の2の当該漁業者世帯数を記載しております。水産業協同組合法第17条第1項の要件は、組合自営の場合に必要な常時従事者の世帯数を記載しております。最後になりますが、一番右の欄は、組合自営を行うには定款への規定が必要であるので、その有無を記載しております。

事務局

それでは、共同漁業権免許申請について説明します。北共計第1号に対し、佐世保市相浦漁協外1名(佐世保市漁協との共同)から免許申請があつており、免許申請に必要な書類、申請に至る手続きや、総会における正組合員の議決数が出席正組合員の3分の2を超えていること、また地元(関係)地区における当該漁業者の世帯数など法的に必要な要件を満たしております。次の北共計第2号以降のすべての申請についても、いずれも、漁業法等関連する法的要件は満たしております。つきましては、以降、漁協毎に申請があつた漁場計画番号を読み上げさせていただきます。

佐世保市相浦漁協からは、北共計第2号に対して申請がありました。

九十九島漁協からは、北共計第3から6号に対して申請がありました。

新松浦漁協からは、北共計第7から13号に対して申請がありました。

大島村漁協からは、北共計第14から15号に対して申請がありました。

平戸市漁協からは、北共計第16から17号、第21から23号、第27から30号、第33号に対して申請がありました。

中野漁協からは、北共計第18号、第31から32号に対して申請がありました。

志々伎漁協からは、北共計第19から20号、第24号、第26号に対して申請がありました。

平戸市漁協、志々伎漁協、佐世保市相浦漁協から共同で、北共計第25号に対して申請がありました。

生月漁協、館浦漁協から共同で、北共計第34号に対して申請がありました。

宇久小値賀漁協からは、北共計第35から42号に対して申請がありました。

勝本町漁協からは、北共計第43号に対して申請がありました。

勝本町漁協、箱崎漁協、壱岐東部漁協、石田町漁協、郷ノ浦町漁協から共同で、北共計第56号に対して申請がありました。

箱崎漁協からは、北共計第45号に対して申請がありました。

箱崎漁協、勝本町漁協、壱岐東部漁協から共同で、北共計第44号に対して申請がありました。

壱岐東部漁協からは、北共計第46号、第53号に対して申請がありました。

壱岐東部漁協、石田町漁協から共同で、北共計第54から55号に対して申請がありました。

石田町漁協からは、北共計第47から49号に対して申請がありました。

郷ノ浦町漁協からは、北共計第50から52号に対して申請がありました。

以上、県北部海区において免許申請がなされた56件の説明を終了いたします。

会長 共同漁業権免許申請について説明が終了しましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

会長 ほかにご質問等もないようですので、関係漁協毎に答申を決定します。
まずは佐世保市相浦、佐世保市漁協関係分、北共計第1号、第2号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北共計第1号、第2号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、九十九島漁協関係分、北共計第3から6号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北共計第3から6号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、新松浦漁協関係分、北共計第7から13号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員	異議なし
会長	北共計第7から13号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、大島村漁協関係分、北共計第14から15号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第14から15号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、平戸市漁協関係分、北共計第16から17号、第21から23号、第27から30号、第33号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第16から17号、第21から23号、第27から30号、第33号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、中野漁協関係分、北共計第18号、第31から32号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

会長	北共計第18号、第31から32号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、志々伎漁協関係分、北共計第19から20号、第24号、第26号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第19から20号、第24号、第26号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、平戸市、志々伎、佐世保市相浦漁協関係分、北共計第25号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第25号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、生月、館浦漁協関係分、北共計第34号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第34号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、宇久小値賀漁協関係分、北共計第35から42号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北共計第35から42号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、勝本町漁協関係分、北共計第43号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北共計第43号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、勝本町、郷ノ浦町、箱崎、壱岐東部、石田町漁協関係分、北共計第56号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北共計第56号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、箱崎漁協関係分、北共計第45号について、諮問原案どおり免許することにご異

議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北共計第45号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、箱崎、勝本町、壱岐東部漁協関係分、北共計第44号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北共計第44号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、壱岐東部漁協関係分、北共計第46号、第53号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北共計第46号、第53号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、壱岐東部、石田町漁協関係分、北共計第54から55号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員	異議なし
浦田委員	質問があります。53号は壱岐東部漁協の漁業権でその外側にある54号は壱岐東部と石田町漁協の共有権がありますが、これはどうなっていますか。
事務局	53号も54号も両方とも共同漁業権です。 53号は漁業種類が第1種あまのり、かじめ、てんぐさ、ひじき、ふのり、わかめ、あわび、さざえ、とこぶし、うに、えむし、たこ、なまこ漁業に、54号は第2種雑魚磯刺網漁業に対しての漁業権となります。53号は壱岐東部漁協の共同漁業権、54号は壱岐東部、石田町の共有の共同漁業権になります。
会長	他に質問はありませんか。
各委員	ありません。
会長	北共計第54から55号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、石田町漁協関係分、北共計第47から49号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第47から49号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長	次に、郷ノ浦町漁協関係分、北共計第50から52号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	北共計第50から52号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。 以上で共同漁業権の免許申請にかかる審議及び答申決定を終了します。
会長	次に、定置漁業権の免許申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	続きまして、定置漁業免許申請について説明します。 資料の19ページをご覧ください。 まず、北定計第1号は、平戸市漁協所属の有限会社度島水産から免許申請があっており、公示された期間内に免許申請がなされており、必要な書類が提出されております。 続きまして、北定計第2号は生月漁協から免許申請があっており、公示された期間内に免許申請がなされており、必要な書類が提出されております。 組合総会には正組合員数の2分の1以上が出席し、漁業権の取得に関する正組合員の議決数が出席正組合員数の3分の2を超えていること 当該定置漁業に常時従事する者の3分の1以上が、当該漁協の組合員等であること 組合が定置漁業を自営することについて定款に規定があること等、法的に必要な要件を満たしています。 なお、ただいま申し上げた件につきましては、次に説明する北定計第3号以降のす

べての申請についても同様に要件を満たしておりましたので、今後の説明では申請者単位で、漁場計画番号及び申請者の氏名のみ読み上げさせていただき、申請者毎にまとめて審議していただきたいと思います。

続きまして、北定計第3から4号は、生月漁協から免許申請がありました。

北定計第5号は、生月漁協及び館浦漁協から共同で免許申請がありました。

北定計第6号は、館浦漁協から免許申請がありました。

北定計第7号は、宇久小値賀漁協から免許申請がありました。

北定計第8号は、箱崎漁協から免許申請がありました。

以上、県北海区において免許申請がなされた定置漁業8件の説明を終了します。

会長 定置漁業権免許申請について説明が終了しましたが、何か質問等ございませんか。

各委員 ありません。

会長 ほかにご質問等もないようですので、関係漁協毎に答申を決定します。
まずは平戸市漁協関係分、北定計第1号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 北定計第1号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、生月漁協関係分、北定計第2から4号について、諮問原案どおり免許することに

ご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北定計第2から4号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、生月、館浦漁協関係分、北定計第5号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北定計第5号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、館浦漁協関係分、北定計第6号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北定計第6号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、宇久小値賀漁協関係分、北定計第7号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北定計第7号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、箱崎漁協関係分、北定計第8号について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

北定計第8号については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

以上で定置漁業権の免許申請にかかる審議及び答申決定を終了します。

会長

ここで10分間の休憩といたします。午後2時45分から再開いたします。

<14時35分 休会>

<14時50分 再開>

会長

委員会を再開します。区画漁業権の免許申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

区画漁業免許申請について説明します。

資料21ページの免許審査表に基づき説明させていただきます。

まず、佐世保市相浦漁協、佐世保市漁協管内です。

北区計第500号、第1種藻類養殖業に対し、佐世保市相浦漁協と佐世保市漁協から共同申請があっており、免許申請に必要な書類、申請に至る手続きや、総会における正組合員の議決数が出席正組合員の3分の2を超えていること、また地元地区における当該漁業者の世帯数など法的に必要な要件を満たしております。

次の北区計第501号以降のすべての申請についても、いずれも、漁業法等関連する法的要件は満たしております。

つきましては、免許審査表に沿って、漁場計画番号、漁業種類及び申請者名を読み上げさせていただきます。

北区計第501から506号は組合が管理する団体漁業権の第1種藻類養殖業、

1000から1025号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

2000から2030、2032から2034号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

800、801号は第1種藻類養殖業、

2500号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

以上、申請者は佐世保市相浦漁協、佐世保市漁協です。

北区計第3000から3008、3027、3029、3030号は株式会社TASAKIから第1種真珠養殖業、

3009から3011号は松田真珠有限会社から第1種真珠養殖業、

3012、3016から3021、3023、3500から3502号は有限会社佐世保真珠から第1種

真珠養殖業、

3013、3014号は亀岳真珠有限会社から第1種真珠養殖業、

3015号は丸宣真珠有限会社から第1種真珠養殖業、

3022、3024から3026号は金子真珠養殖株式会社から第1種真珠養殖業、

3028号は有限会社平尾真珠から第1種真珠養殖業、

4500、4501号は有限会社あこや真珠養殖所から第1種あこや貝垂下式養殖業です。

以上、佐世保市相浦漁協と佐世保市漁協の共同申請として団体漁業権70件、個別漁業権として真珠養殖業33件、あこや貝養殖業2件、計105件の免許申請がっております。

続いて、佐世保市相浦漁協管内です。資料は30ページです。

北区計第507、508号は第1種藻類養殖業、

1026、1027号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、1300から1302号は第1種くろまぐろ小割式養殖業、

1500号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

以上、申請者は佐世保市相浦漁協です。

北区計第4000号は有限会社佐世保真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、

4502、4503号は有限会社あこや真珠養殖所から第1種あこや貝垂下式養殖業です。

以上、佐世保市相浦漁協からの申請として団体漁業権8件、個別漁業権としてあこや貝養殖業3件、計11件の免許申請がっております。

続いて、九十九島漁協管内です。資料は30ページ下の方からになります。

北区計第1028から1041、1043から1057号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

2035から2039号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、
4003から4007号は第1種あこや貝垂下式養殖業、
1501から1503号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)
2501号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、
以上、申請者は九十九島漁協です。
北区計第100号は新立秀利から第2種魚類網仕切式養殖業(くろまぐろを除く)、
1042号は金子産業株式会社から第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、
3019、3031、3036、3038号は有限会社平尾真珠から第1種真珠養殖業、
3032から3035、3037、3039、3040、3042、3503、3504号は金子真珠養殖株式
会社から第1種真珠養殖業、
3041号は金子伸一から第1種真珠養殖業、
3043から3046、3050、3051号は有限会社岩永真珠から第1種真珠養殖業、
3047、3057、3061、3062、3068、3507、3512号は東洋真珠有限会社から第1種
真珠養殖業、
3048、3053、3063、3064号は鹿町真珠株式会社から第1種真珠養殖業、
3049、3052、3066、3505、3510号は深江真珠有限会社から第1種真珠養殖業、
3054、3059、3060、3065号は有限会社川口真珠から第1種真珠養殖業、
3055、3056、3058、3508、3511号は伊藤真珠養殖有限会社から第1種真珠養殖
業、
3067号は伊藤真珠養殖有限会社他1名から第1種真珠養殖業、
3069から3075、3513、3514号は有限会社溝口真珠から第1種真珠養殖業、
4001、4504号は金子真珠養殖株式会社から第1種あこや貝垂下式養殖業、
4002号は有限会社佐世保真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、
3506、3509号は有限会社佐世保真珠から第1種真珠養殖業、
です。
以上、九十九島漁協からの申請として団体漁業権43件、個別漁業権として魚類網仕

切養殖業1件、魚類小割式養殖業1件、真珠養殖業58件、あこや貝養殖業3件、計106件の免許申請がっております。

続いて、新松浦漁協管内です。資料は35ページの最後の行からです。

北区計第509から511号は第1種藻類養殖業、

1058から1083号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、1303から1307号

は第1種くろまぐろ小割式養殖業、

2040、2041、2043号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

1308号は第1種くろまぐろ小割式養殖業です。

北共第110、111号は組合自営の第2種介類築堤式養殖業、

以上、申請者は新松浦漁協で、団体漁業権として38件、個別漁業権として組合自営の介類築堤式養殖業2件、計40件の免許申請がっております。

なお、北区計第512、2042、2044、2045号については、免許申請がありませんでした。

続いて、大島村漁協管内です。資料は38ページです。

北区計第513から515号は第1種藻類養殖業、

1084から1086号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

2046、2047号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

以上、申請者は大島村漁協で団体漁業権として8件の免許申請がっております。

続いて、平戸市漁協管内です。資料は38ページの真ん中からです。

北区計第516号は第1種藻類養殖業、

1087から1094号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

2048から2050号および2052、2053号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

2051号は組合自営の第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、
以上、申請者は平戸市漁協です。

北区計第3076から3078号は有限会社日賀真珠養殖所から第1種真珠養殖業です。
以上、団体漁業権として14件、個別漁業権として真珠養殖業3件、組合自営の介類垂下式養殖業1件、計18件の申請があつております。

続いて、志々伎漁協管内です。資料は39ページからです。

北区計第1095から1097、1099、1100号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

2055から2058号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

2300号は第1種介類小割式養殖業、

以上、申請者は志々伎漁協です。

北区計第3079、3515、3516号は有限会社山崎真珠から第1種真珠養殖業です。

以上、団体漁業権として10件、個別漁業権として真珠養殖業3件、計13件の申請があつております。

なお、北区計第1098、2054、4008号については、免許申請がありませんでした。

続いて、中野漁協管内です。資料は40ページ上の方です。

北区計第1101、1102号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、1309、

1310号は第1種くろまぐろ小割式養殖業、2800から2802号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

以上、申請者は中野漁協です。

北区計第3080号は有限会社太平真珠外3名から第1種真珠養殖業、

北区計第3081号は深江真珠有限会社外1名から第1種真珠養殖業、

北区計第3082号は有限会社山崎真珠外3名から第1種真珠養殖業、

北区計第4009号は有限会社太平真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、

以上、団体漁業権として7件、個別漁業権として真珠養殖業3件、あこや貝養殖業1件、計11件の申請がっております。

続いて、生月漁協管内です。資料は40ページの一番下です。

北区計第2059号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

北区計第1103号は組合自営の第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

以上、申請者は生月漁協で、団体漁業権として1件、個別漁業権として組合自営の魚類小割式養殖業1件、計2件の申請がっております。

続いて、宇久小値賀漁協管内です。資料は41ページ上の方です。

北区計第521、522号は第1種藻類養殖業、

1104号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

1311号は第1種くろまぐろ小割式養殖業、

以上、申請者は宇久小値賀漁協で、団体漁業権として4件の申請がっております。

以上が県北振興局管内分となります。

続いて、壱岐振興局管内分の箱崎漁協管内です。

北区計第525号は第1種藻類養殖業、1107号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、2060号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

1105、1106号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、

以上、申請者は箱崎漁協で、団体漁業権として3件、個別漁業権として組合自営2件、計5件の申請がっております。

続いて、壱岐東部漁協管内です。

北区計第526号は第1種藻類養殖業、

528から531号は第1種藻類養殖業、
2061号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、
4010から4012号は第1種あこや貝垂下式養殖業、
527号は組合自営の第1種藻類養殖業、
2062号は組合自営の第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、以上、申請者は壱岐東部漁協です。

北区計第3083号は株式会社海淋(かいりん)真珠から第1種真珠養殖業です。

以上、団体漁業権として9件、個別漁業権として真珠養殖業1件、組合自営2件、計12件の申請があつています。

続いて、石田町漁協管内です。

北区計第532から535号は第1種藻類養殖業、
1108、1109号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、
以上、申請者は石田町漁協です。

北区計第3084号は山本真珠有限会社から第1種真珠養殖業、3085号は有限会社山内真珠から第1種真珠養殖業、
4013号は有限会社山内真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、
以上、団体漁業権として6件、個別漁業権として真珠養殖業2件、あこや貝養殖業1件、計9件の申請があつております。

なお、北区計第2063号については、免許申請がありませんでした。

続いて、郷ノ浦町漁協管内です。

北区計第536から538号は第1種藻類養殖業、
1110から1116号は第1種魚類小割式養殖業(くろまぐろを除く)、
1312号は第1種くろまぐろ小割式養殖業、
2064から2072号は第1種介類垂下式養殖業(あこや貝を除く)、

4021号は第1種あこや貝垂下式養殖業、
以上、申請者は郷ノ浦町漁協です。
北区計第3086から3088号は有限会社山内真珠から第1種真珠養殖業、
3089から3094号は株式会社上村真珠から第1種真珠養殖業、3095から3098号は
金子真珠養殖株式会社から第1種真珠養殖業、
4014号は有限会社山内真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、4015から4020号
は株式会社上村真珠から第1種あこや貝垂下式養殖業、
以上、団体漁業権として21件、個別漁業権として真珠養殖13件、あこや貝養殖7件、
計41件の申請があっております。

最後に勝本町漁協管内です。

北区計第539、540号は第1種藻類養殖業、
2301号は第1種介類小割式養殖業、
4022、4023号は第1種あこや貝垂下式養殖業、
以上、申請者は勝本町漁協です。

3099から3101、3517号は金子真珠養殖株式会社から第1種真珠養殖業、
以上、団体漁業権として5件、個別漁業権として真珠養殖4件、計9件の申請があつて
おります。

以上、県北部海区において免許申請がなされた 394件の説明を終了いたします。

会長 区画漁業権免許申請について説明が終了しましたが、何か質問等ございませんか。

各委員 ありません。

会長 ほかにご質問等もないようですので、関係漁協毎に答申を決定します。

会長	まずは佐世保市相浦、佐世保市漁協関係分、北区計第500号以下105件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	佐世保市相浦、佐世保市漁協関係分の105件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、佐世保市相浦漁協関係分、北区計第507号以下11件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	佐世保市相浦漁協関係分の11件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、九十九島漁協関係分、北区計第1028号以下106件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	九十九島漁協関係分の106件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、新松浦漁協関係分、北区計第509号以下40件について、諮問原案どおり免許

することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

新松浦漁協関係分の40件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、大島村漁協関係分、北区計第513号以下8件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

大島村漁協関係分の8件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、平戸市漁協関係分、北区計第516号以下18件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし

会長

平戸市漁協関係分の18件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長

次に、志々伎漁協関係分、北区計第1095号以下13件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員	異議なし
会長	志々伎漁協関係分の13件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、中野漁協関係分、北区計第1101号以下11件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	中野漁協関係分の11件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、生月漁協関係分、北区計第2059号以下2件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	生月漁協関係分の2件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、宇久小値賀漁協関係分、北区計第521号以下4件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし

会長	宇久小値賀漁協関係分の4件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、箱崎漁協関係分、北区計第525号以下5件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	箱崎漁協関係分の5件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、壱岐東部漁協関係分、北区計第526号以下12件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	壱岐東部漁協関係分の12件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。
会長	次に、石田町漁協関係分、北区計第532号以下9件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
会長	石田町漁協関係分の9件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、郷ノ浦町漁協関係分、北区計第536号以下41件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 郷ノ浦町漁協関係分の41件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 次に、勝本町漁協関係分、北区計第539号以下9件について、諮問原案どおり免許することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

会長 勝本町漁協関係分の9件については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨答申することを決定します。

会長 以上で区画漁業権の免許申請にかかる審議及び答申決定を終了します。これをもちまして、第2号議案を終了します。

片岡委員 佐世保市漁協関係分、TASAKIの漁場に関しては異議があります。以前から漁場の汚泥垂れ流しがあり、県に対しても指導改善をお願いし、TASAKIに対しても申し入れをしているが回答がありません。

現状、近隣の養殖業者が引っ越しを余儀なくされました。そういう状況の中、佐世保市漁協としては資料に載っていること自体許せません。

事務局

本日の諮問内容は、法律72条の適格性の審査になります。適格性審査となれば、個別漁業権については、漁業または労働に関する法令の遵守することが見込まれないことや暴力団関係者でないかなどを審査します。審査表においては、免許の適格性に関する申立書などをチェックする内容になります。したがって適格性が無いものには該当しません。

これまでTASAKIが養殖業を続けてきていますが、佐世保市漁協からも県は相談を受けており、うまく漁場環境上の課題を解決できないか話をしていました。佐世保市漁協および佐世保市相浦漁協とTASAKIが契約書的なものを締結しておりますが、その契約書の中で漁場環境のトラブルを防止するための措置を講じられないかということを提案してきました。3月の漁業調整委員会で漁場計画について諮問していて、その際、意見を言う場を設けたうえで漁場計画をたてました。今回の漁業調整委員会では適格性の審査の段階であり、今の段階で漁場環境上のトラブルを理由に不免許にすることは難しいと考えております。

高平委員

正直、内容がよく分からないので、最初から段階を分かりやすく説明してもらわないと良いとも悪いとも分かりません。TASAKIに漁業権を行使させないと言っているのでしょうか。

片岡委員

いいえ。今の状況で返答が一切ないので、言っています。県から指導を受けたのかどうなったかの返答もなく、TASAKIからも特に返答はありません。今の状況だと周りの養殖業者が迷惑をこうむってしまいます。

高平委員

どういうことで迷惑を受けているのですか。

会長

聞いた話であるが、高圧洗浄機で洗う際に濁りなどが出て、魚が死んだりしてしまうからどうかして欲しいということらしいです。事務局が言ったように、法的に法的にと行って

もどうしようもないのではないですか。昔からずっとやってきた人との話し合いで解決しないといけない。法律で解決するものではなく、ここは共同漁業権を持っている漁協に権利があると思います。皆さんどう思いますか。

浦田委員

うちの真珠養殖業者は海上で処理をしています。絶対に濁りを出さないように、ごみは全部持ち帰るように指導して、そうしないと次から免許はしないとっています。漁協が単独で管理しないことには根拠がないと思います。漁協が漁場を貸している訳だから、漁協が管理するように指導するのが筋だと思います。

会長

先ほど浦田委員が言ったように漁協が管理しているので、漁協に迷惑かけないようにするのが筋だと思います。TASAKIと関係漁協との話し合いをしないことには法的法的と言ったって何にもならないと私は思います。皆さんどうですか。個人が迷惑をかけたでもいいですか。

片岡委員

以前から話をしていました。法律も変わりましたし、こちらも働きかけをしながらどうしようもないことがありました。佐世保市漁協として県に対して相談して、指導改善をお願いしていましたが進展がありません。審査の段階にきているとさっき県がおっしゃいましたが、審査の段階なので今しか言えないと考えています。今までは調整していただいている、返答があると思いつつ待っていたが、一切そういうところがありません。タイの養殖がTASAKIの漁場から数十メートルも離れていないところで行われています。そこで少し広げられて、そこがあまりにも汚水汚泥を流されるので近隣の漁師は、引っ越しをしてみました。それを含めて県の方にもTASAKI自身にも話をしたが、県からもTASAKIからも一切未だに返答を貰っていません。この段階で今、異議を申し立てないと、異議をいえる場所、タイミングが無いのでここで話をしました。

会長

このことに対しては、当初、「異議なし」として通りましたが、県が中に入り話し合いをして

から答申すべきではないですか。

事務局

答申の仕方についてはどのようにしましょうか。

片岡委員

県が考えるべきです。前から言っているでしょう。

会長

このようなもめごとについては県が中に入り、話し合いをして漁業者が納得するようにして免許しないと、このような問題が多々起こると思います。なぜならば令和2年の法改正があり、利用していない漁場には企業でも参入できるようになり、こういう問題が出てきています。なんでも法的法的と言えば法律が分からない人は泣き寝入りしないといけなくなってしまう。このことはいかに漁業者が安心して漁を出来るようにするかであり、企業の問題ではありません。これまで日本を守ってきたのは農業、漁業の一次産業です。問題になっている件については、調整がついた後に答申するという事で皆さんいかがですか。

高平委員

そうですね。漁業者も困っているからですね。すんなり通すことはおかしいと思います。

豊増委員

漁協に同意も無しに個人の業者からの申請を受け付けること自体がおかしいと思います。漁協の同意を貰って申請していると思っていました。

事務局

それについて説明します。

豊増委員

説明は結構です。山中会長がいつも言っているように漁業法の改正から漁協を潰すようなことをされています。組合が無いと行政もやっていけないですよ。個人だけでは漁業経営は成り立たないので、もう少し漁協を大事にするようにしないといけないと思います。

高平委員 通常、養殖するにあたり正組合員になって漁業権の中で仕事ができます。一方で、真珠養殖は個人免許であって、県から直接免許を受けて(漁場代を払って)養殖を行うことができます。なぜ、真珠養殖が優遇されているのですか。最初は真珠養殖をしていた者とは別の者が徐々に養殖するようになってきています。県が免許しているのだから、調整は県がしないといけないのではないのですか。漁協ではどうしようもありません。

事務局 真珠養殖は、戦前あるいは戦後から免許制度があり、当時から企業である真珠業者に直接免許されている経緯があります。後に他の養殖も区画漁業権として免許するようになり、それらが団体漁業権となりました。従来から真珠養殖については漁協からの同意がないまま免許がされていました。

高平委員 都合の良いところだけ法改正していると、漁業者が一番困る。国や県は自分たちの都合の良いようにしているように思えます。

後藤委員 トラブルがあるということは、漁業者の不平不満があるということではないですか。昔からしていたと言っても、実際に問題が生じているのだから、きちんと解決すべきです。

会長 真珠漁場についても漁協の同意を受けたうえで申請をすべきということですか。

後藤委員 これまでは、トラブルが生じていなかったからそれによかったが、トラブルがあるということは変えるべきではないか。今まで何十年もこのままだから難しいという話であるが、実際トラブルがあり困っていて、県がその申請を受け付けているわけだから、何か改善できないのですか。ずっとこの状態なのですか。

事務局 適切かつ有効に使われている場合は、免許をするシステムとなっています。

片岡委員 適切かつ有効に使われているかどうかには近隣トラブルや漁場紛争も入ってくるので、現在、この状態であれば適切かつ有効に使われていないと思います。前回、佐世保市漁協に来られた際にも話をしたはずです。TASAKIに養殖をやめてほしいということではなく、きちんとして欲しいということです。県の指導もしてもらっているか分からないが結果が返ってきておらず、TASAKIからも音沙汰がない状況です。この状況で、免許の更新の審査のタイミングで話をしないといけないと思いました。適切かつ有効に使われているという根拠がないです。

浦田委員 漁協と業者が話し合いをするようにして、それを徹底する文書を作らせて県が検討する必要があると思います。

後藤委員 県は指導をしているのか、またTASAKIから回答があっているのかについてはどうですか。免許は問題ないと考え、出しているのですか。

豊増委員 免許を出すために諮問が来ているので、諮問に対して反対となれば免許出さないでしょう。

会長 佐世保市漁協、佐世保市相浦漁協関係105件について答申するかしないかということをお話しています。県との調整、関係漁協との調整がつかないことには答申する必要はないと思います。どうですか皆さん。

各委員 はい。

会長 そうしないことには、なし崩しに、法的法的と何の法でこういうことになっているのですか。関係漁協と話し合いがつくまで、保留にしましょうか。

各委員 はい。異議なし。

事務局 他の部分についてはどうでしょうか。

会長 協議が整えば皆さんを集めます。漁協もこれならやってよいという、漁協の言い分を聞いてもらうということはどうですか。

各委員 はい。

事務局 手続き上の話になります。

会長 法的に言ってもできない。現実はその文書のとおりできるなら委員会はいらないではないですか。みなさんと丸く収めるために、皆さん委員会に集まってくれている。そうでなければ法的に解決できない問題がでてきたときには、我々諮問機関でないと話し合いが出来ないから委員会を開いたのでしょう。

事務局 もう一度漁業調整委員会を開かないといけません。

会長 いいですよ。皆さんが納得してくればいいですよ。皆さんどうですか。

各委員 はい。

会長 関係漁協との話し合いが終わり次第、いつになるか分かりませんが、調整委員会をもう一度開催するというので、皆さんよろしいですか。

各委員	はい。
事務局長	確認します。佐世保市相浦、佐世保市漁協関係分500号以下105件の部分のみを保留するということですか。
各委員	TASAKIの分のみ。
事務局長	佐世保市相浦、佐世保市漁協関係分のうちTASAKI分を保留ということですか。
豊増委員	聞きたいことがあります。TASAKIに対して汚泥を流さないでくださいという指導をしたのですか。
事務局	現場での事実を確認していません。
高平委員	さっきまで適切にと言っていたではないですか。汚泥を流していても適切なのですか。
事務局	昨年の3月以降の段階で適切かつ有効にというチェックを行い問題がなかったため、11月にパブリックコメントを出して何も意見がなかったため、今年3月の漁業調整委員会で漁場計画案を立てる諮問を行い、その際も問題がなかったため漁場計画を立てました。
片岡委員	そのつど、問題があると話をしています。どこを、いつ、なにを見たか分かりませんが、継続してずっと話をしている中で、今に至っているため、意見を言っています。
高平委員	なぜ漁業者側と意見がかみ合わないのですか。

片岡委員 うちの漁業者は全員知っていることです。濁りがあまりにもひどすぎます。真珠養殖業者さん、気を遣ってくれるところはみなさんいらっしゃる。TASAKIはあまりにもひどくてこういう状況になっています。今、最終段階なので、今日意見を言っているのです。

豊増委員 漁協を潰されるようなことに対してはもう少し強く言わないといけません。
迷惑をかけないという条件が付けば、佐世保市漁協も納得する。

片岡委員 適切かつ有効に利用されているかと言えばされていないので、そこをすり合わせして、しっかりやっていただけるのであれば、問題は無いです。現状きちんとしていただけないし、その結果が全く県からも来ていないので、結果をまず頂きたい。周りの漁師さんたちが迷惑をうけています。漁協からは取り消しなどを出来る立場ではないため、その立場がある県に相談とお願いしています。しかし、こちらに全く返ってきていません。
適切ではないと佐世保市漁協は思っています。

会長 事務局。先ほどのTASAKIは何番ですか。

事務局 別添2の3ページの4501号。有限会社あこや真珠養殖所。TASAKI関連会社です。
迷惑を受けていると言われている漁場は1003号です。

会長 TASAKIの分は保留し、それ以外は答申することで良いですか。TASAKIの分は再度委員会を開くということで良いですか。

各委員 はい。

会長 漁協が納得したらいいです。次の機会に委員会で答申するということがいいですね。

各委員

はい。

会長

これを持ちまして、第2号議案を終了します。

続きまして、その他について何かありませんか。

各委員

なし。

会長

事務局から何かありますか。

先ほどの件について、しっかり言ってください。

事務局

次回は速やかに調整後、4501号関連で改めて開催しますのでよろしくお願いします。

その後、10月頃に資源管理関係で調整委員会を開く予定があります。

会長

他にご意見もありませんので、これを持ちまして第295回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 16:00

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印